

○足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則

昭和51年10月7日

規則第24号

改正 昭和53年3月30日規則第15号

昭和56年9月1日規則第52号

昭和57年12月25日規則第49号

昭和59年12月20日規則第28号

昭和61年9月24日規則第40号

平成3年3月25日規則第14号

平成6年6月22日規則第26号

平成6年12月21日規則第50号

平成8年3月25日規則第8号

平成9年10月30日規則第39号

平成14年7月31日規則第45号

平成14年9月30日規則第60号

平成16年3月24日規則第22号

平成17年3月25日規則第25号

平成18年3月27日規則第12号

平成19年3月26日規則第28号

平成20年3月25日規則第16号

平成22年3月25日規則第8号

平成24年8月8日規則第38号

平成25年3月25日規則第7号

平成25年11月20日規則第41号

(目的)

第1条 この規則は、足利市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和51年足利市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(条例第2条第1項の規則で定める者)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者が別表に定める程度の精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
- (2) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない者
- (3) 婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻をしていない者
- (4) 配偶者の生死が明らかでない者
- (5) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
- (6) 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。次条において「DV防止法」という。）第10条第1項の規定による命令を受けた者

(平24規則38・平25規則41・一部改正)

(受給資格者証の交付申請)

第3条 条例第2条の規定による受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の交付を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費受給資格者証交付・更新申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項各号に掲げる公的年金各法による遺族年金等の公的年金又は同法による児童扶養手当の支給を受けている者は、年金証書の写し又は手当証書の写し
- (2) 前号に定める公的年金又は児童扶養手当の未受給者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 戸籍の謄本又は抄本
 - イ 世帯全員の住民票
 - ウ 受給資格者が父又は母の場合は、その監護する児童の父又は母から当該児童についての扶養義務を履行するための費用として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（以下「養育費」という。）に関する申告書
 - エ 前条第1号に規定する者にあつては、医師の診断書

オ 前条第2号に規定する者にあつては、刑務所、拘置所等その事実を証明する官公署の書類

カ 前条第3号から第5号までに規定する者及び父母のない児童を扶養する者にあつては、民生委員の証明書

キ 前条第6号に規定する者にあつては、保護命令決定書の謄本及びDV防止法第19条の請求により交付される保護命令の確定証明書

(3) 受給資格者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者がその年（1月から7月までの間に申請する場合においては前年）の1月1日において足利市内に住所を有しなかったときは、その者の1月1日現在の住所地の市町村長の前年（1月から7月までの間に申請する場合においては前前年）の所得額の証明書

（平24規則38・一部改正）

（受給資格者証の交付）

第4条 市長は、前条の規定により申請した者が、条例第3条に該当し、かつ、条例第4条に該当しないときは、当該申請者に、ひとり親家庭医療費受給資格者証（別記様式第2号）を交付するものとする。

（受給資格者証の有効期限）

第5条 受給資格者証の有効期限は、申請日の属する月の初日（更新においては8月1日）から翌年7月31日（1月1日から7月31日までの間に受給資格者証の交付を受けた場合においては、当年7月31日）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入をした日（以下「転入日」という。）の属する月中に申請した者又は県内他市町村で受給資格者証の交付を受けていた者で、転入日の属する月の翌月であっても転入日から起算して15日以内に申請した者については当該転入日から、助成要件に該当した日の属する月中に申請した者については助成要件に該当した日から適用する。この場合において、転入日及び助成要件に該当した日が申請日の属する月と同じ月中に属するときは、いずれか後の日から適用する。

3 条例第3条の規定による助成対象者である者が、月の途中で受給資格を喪失した場合の有効期限は、その事実発生の日までとする。

(受給資格者証の更新等)

第6条 受給資格者証の交付を受けている受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭医療費受給資格者証交付・更新申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請した者が条例第4条に該当しないときは、当該申請者に受給資格者証を交付するものとする。

3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭医療費受給資格者証再交付申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(平24規則38・一部改正)

(受給資格者証の提示)

第7条 助成対象者が医療を受けるときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(助成の申請)

第8条 条例第6条の規定による助成の申請は、ひとり親家庭医療費助成申請書(別記様式第4号)を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請方法は、郵送又は市の窓口への持参のいずれかによるものとする。

(平22規則8・平24規則38・一部改正)

(助成の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定して助成するものとする。

(平22規則8・一部改正)

(届出事項)

第10条 受給資格者は、助成対象者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、ひとり親家庭医療費受給資格内容等変更届(別記様式第5号)に受給資格者証を添えて、市長に届出なければならない。

- (1) 助成対象者が出生又は死亡したとき。
- (2) 助成対象者が市の区域外に転出したとき。
- (3) 助成対象者が受給資格者の扶養又は養育を受けなくなったとき。
- (4) 助成対象者が医療保険各法の被保険者又は被扶養者でなくなったとき若しくは適用を受けるべき医療保険各法を異にしたとき。
- (5) 助成対象者の氏名又は住所等受給資格者証記載事項に変更があったとき。
- (6) 助成対象児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日が経過したとき。

(平24規則38・一部改正)

(受給資格者証の返還)

第11条 助成対象者の全ての者が助成を受ける資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附 則 (昭和53年3月30日規則第15号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年9月1日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月25日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、別記様式第5号の改正規定は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月20日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年9月24日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年8月1日から適用する。

附 則 (平成3年3月25日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年6月22日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の足利市母子家庭医療費助成条例施

行規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成6年12月21日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日規則第8号）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の足利市母子家庭医療費助成条例施行規則の規定により交付されている母子家庭医療費受給資格者証は、当該受給資格者証の有効期限が満了するまでの間は、この規則による改正後の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成9年10月30日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第8条に1項を加える改正規定は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成14年7月31日規則第45号）

- 1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定により作成された帳票類で現に残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定による帳票類として使用することができる。

附 則（平成14年9月30日規則第60号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定により作成された帳票類で現に残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定による帳票類として使用することができる。

附 則（平成16年3月24日規則第22号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に、改正前の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定により作成された帳票類で現に残存するものについては、当分の間、

所要の調整をし、改正後の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定による帳票類として使用することができる。

附 則（平成17年 3月25日規則第25号）

- 1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定により作成された帳票類で現に残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定による帳票類として使用することができる。

附 則（平成18年 3月27日規則第12号）

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月26日規則第28号）

- 1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定により作成された帳票類で現に残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定による帳票類として使用することができる。

附 則（平成20年 3月25日規則第16号）

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 3月25日規則第 8号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。
- （経過措置）
- 3 この規則の施行の際現に改正前の足利市子ども医療費助成条例施行規則、足利市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、足利市妊産婦医療費助成条例施行規則及び足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定により作成された帳票類で残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後のそれぞれの規則の規定による帳票類とみなして使用することができる。

附 則（平成24年 8月 8日規則第38号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定は、平成24年8月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定により作成された帳票類で残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後の足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定による帳票類として使用することができる。

附 則（平成25年3月25日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の足利市子ども医療費助成条例施行規則、足利市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、足利市妊産婦医療費助成条例施行規則及び足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定により作成された帳票類で残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後のそれぞれの規則の規定による帳票類として使用することができる。
 - 3 この規則の施行の際現に改正前の足利市子ども医療費助成条例施行規則及び足利市妊産婦医療費助成条例施行規則並びに足利市重度心身障害者医療費助成条例施行規則及び足利市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の規定により交付された受給資格証及び受給資格者証については、当該受給資格証及び受給資格者証の有効期間が満了するまでの間は、改正後のそれぞれの規則の規定により交付された受給資格証及び受給資格者証とみなす。

附 則（平成25年11月20日規則第41号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの

- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、当該障害の原因となつた傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別記様式第1号(第3条、第6条関係)

(表)

ひとり親家庭医療費受給資格者証交付・更新申請書

年 月 日

足利市長 宛て

申請者(受給資格者) 住 所 足利市
氏 名 (印)
(TEL)

次のとおり、ひとり親家庭医療費受給資格者証の 交付 更新 について、申請します。

なお、本申請及び医療費助成を審査するに当たって、児童扶養手当認定状況及び課税状況等を
閲覧することに同意します。

助成対象者	氏 名	生 年 月 日	続 柄	資 格 要 件		
		年 月 日		イ	離婚	
		年 月 日		ロ	死亡	
		年 月 日		ハ	障害	
		年 月 日		ニ	生死不明	
加入保険	記号番号	保 険 者	被保険者氏名	保 険 種 別		
		・ ・ ・ ~		国	社	そ
				保	保	他
児童扶養手当及び 公的年金の受給状況		受けている	支給停止中	申請中	受けていない	
振込先	銀行 信金 信組 農協	本 店 支 店 出張所 支 所	金融機関コード		—	
			種別	口座番号	口座名義人(カタカナ)	
			1普通 2当座			
受 給 資 格		受給資格取得年月日		受給者番号		
有・無(理由)		年 月 日				

受付者	決 裁			受 付	年 月 日
				決 裁	年 月 日
				処 理	年 月 日

(裏)

所得状況							
年分所得	申請者 (受給資格者)		配偶者		扶養義務者		
氏名	/		/		/		
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(申請者については、イ 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、ロ 特定扶養親族の数、ハ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	人	(イ 人) (ロ 人) (ハ 人)	人	(人)	人	(人)	
上記以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童	人		/		/		
所得額	児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額	円	円	円	円	円	
	養育費の額の8割(1円未満は四捨五入)相当額	円	円	/	/	/	
控除	障害者控除	障 人・ 特障 人	円	障 人・ 特障 人	円	障 人・ 特障 人	円
	寡婦(夫)・寡特(申請者が父又は母の場合は控除しない。)、勤労学生控除	寡 ． 寡特・勤	円	寡 ． 寡特・勤	円	寡 ． 寡特・勤	円
	雑損控除	円	円	円	円	円	円
	医療費控除	円	円	円	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円	円	円	円
	地方税法附則第6条第1項による免除(肉用牛の売却による事業所得)	円	円	円	円	円	円
	社会保険料等相当額	/	80,000円	/	80,000円	/	80,000円
控除後の所得額	円		円		円		
所得制限限度額	以上 円 未満		以上 円 未満		以上 円 未満		

(備考) 太線内は記入しないこと。

別記様式第2号（第4条関係）

（表面）

ひとり親家庭医療費受給資格者証			
受給資格者証 記号番号			
受給資格者	氏名		
	住所	足利市	
助成対象者	氏名	生年月日	備考
加入保険	被保険者氏名		
	記号番号		
	保険者名		
受給資格期間	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日		栃木県 足利市長	
		印	

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、足利市ひとり親家庭医療費助成条例により助成を受けることのできる証です。すなわち、大切に保持してください。
- 2 この証は、保険診療のみに適用されます。
- 3 助成を受けようとするときは、次のいずれかの方法で助成申請書を市役所へ提出してください。
 - (1) 医療機関等の窓口はこの証を提示し、助成申請書に点数等の記入の証明を受ける。
 - (2) 医療機関等の保険診療点数等の記載のある領収証を添付する。
- 4 次の事由が生じたときは、必ず届出をしてください。
 - (1) 住所、氏名、加入保険等に変更があったとき。
 - (2) 死亡、転出、婚姻その他の理由により受給資格を失ったとき。
 - (3) 受給資格者が生活保護法による保護を受けることになったとき。
 - (4) 受給資格者証を破損し、又は紛失したとき。
- 5 助成金の申請の際は、必ずこの証と印かんを持参してください。
- 6 助成申請をすることができるのは、保険給付を受けた日の属する月（医療機関等にかかった月）の翌月の初日から1年間です。
- 7 毎年8月に、資格更新の手続きが必要になります。

別記様式第3号(第6条関係)

ひとり親家庭医療費受給資格者証再交付申請書

年 月 日

足利市長 宛て

住 所 足利市

申請者(受給資格者)

氏 名

(TEL)

医療費受給資格者証を 破損 したので再交付願いたく申請します。
亡失

受給対象者	(. .)	(. .)	
	(. .)	(. .)	
加入保険	被保険者	記号番号	
	保険者	保険者番号	

受付者	決 裁				受 付	年 月 日
					決 裁	年 月 日
					処 理	年 月 日

別記様式第4号(第8条関係)

ひとり親家庭医療費助成申請書

申請者記入欄		太線の枠内のみ記入し、押印して下さい。										
足利市長 宛て 年 月 日												
受給資格者 住 所 足利市 (申請者)												
氏 名 ㊟ 電 話												
受給資格者証 記号番号		氏 名		※ 加入保険		被保険者氏名		保険証記号番号				
受診者	生年月日		年 月 日		※変更のある方は、別途届出が必要です。		保 険 者	番 号				
							名 称					
振 込 先		変更あり		※振込先を変更する場合は、変更届が必要になります。受給資格証・受給資格者の通帳・認印								
		変更なし		をご持参の上、手続きをしてください。								
一部負担金21,000円以上支払った家族の有無								有 ・ 無				

(注) 高額療養費に該当したときは、当該支給決定通知書又はその写しを添付してください。
 ※加入保険・振込先に変更がある方は届け出をしてください。

医療機関等記入欄		太線の枠内のみ記入し、押印して下さい。 点数の欄は右詰で記入し、空欄は斜線で引いてください。									
保 険 診 療 証 明 書											
保険種類		国保・社保・その他		自己負担割合 1・2・3 割		特定疾病療養受療証の有無 有・無					
診療年月		保 険 診 療 合 計 点 数						他法負担点数(公費番号)		備 考	
年	月	入院 日数	入院点数 ※限度額適用認定証 (A B C 多数回)			外 来 点 数					(診療科、 公費自己 負担限度 額等)
											()
											()
											()
											()
											()
年 月 日		医療機関等 所在地									
		名 称									
		氏 名 ㊟									

助成内容	保険診療 合計金額	一 部 負担額	控 除 額 の 内 訳					医療費 助成額
			他 法 負担額	高 額 療 養 費	付 加 給 付 額	自 己 負 担 控 除 額	控 除 額 計	
	円	円	円	円	円	円	円	円

別記様式第5号（第10条関係）

ひとり親家庭医療費受給資格内容等変更届

年 月 日

足 利 市 長 宛て

資格証番号 _____

届出者(受給資格者) 住 所 足利市 _____

氏 名 _____
(TEL _____)

下記のとおり変更が生じたので、受給資格者証を添えて届け出ます。

変 更 事 項	変 更 事 由 <small>いずれかに○をつけて下さい</small>		住所・氏名・保険 その他 ()		変更年月日		年 月 日		資格者 証処理
	新				旧				
該 当 者	住所	足利市			住所	足利市			
		(. . .)				(. . .)			未・済
		(. . .)				(. . .)			未・済
		(. . .)				(. . .)			未・済
加 入 保 険	被保険者氏名				被保険者氏名				/
	記号番号				記号番号				
	保険者				保険者				
	保険者番号	□	□	□	□	□	□	□	
備 考									

受付者	決 裁				受 付	年 月 日
					決 裁	年 月 日
					処 理	年 月 日

別記様式第1号（第3条、第6条関係）

（平24規則38・全改）

別記様式第2号（第4条関係）

（平25規則7・全改）

別記様式第3号（第6条関係）

（平22規則8・一部改正、平24規則38・旧別記様式第4号繰上・一部改正）

別記様式第4号（第8条関係）

（平25規則7・全改）

別記様式第5号（第10条関係）

（平25規則7・全改）